

非常時持出品と備蓄品を準備しましょう！

災害はいつ発生するか分かりません。大規模な災害に備え、ご家族で災害発生時に最初に持ち出す「非常時持出品」と、復旧のために**最低3日分（できれば1週間分）**の「非常時用備蓄品」を分けて用意しておきましょう。次のリストを参考に、事前に準備ができているか、チェックしましょう。

非常時持出品 リュックなどに入れておくと持ち運びやすく、避難時に両手が使えます

- **貴重品**
 - 現金 印鑑 預貯金通帳
 - マイナンバーカード 免許証 健康保険証
- **非常食品**
 - カンパン 缶詰 ご飯（アルファ米）
 - 飲料水 ※食べ物アレルギーのある人は普段食べている食料
- **救急医療品**
 - 常備薬 解熱剤 傷薬
 - 胃腸薬 風邪薬 絆創膏
- **携帯ラジオ**
 - ラジオ 電池（多めに用意）
- **懐中電灯**
 - 懐中電灯（1人1つ） 電池（多めに用意）
- **その他**
 - 簡易トイレ 充電器 歯ブラシ 紙の食器
 - ラップ ウェットティッシュ タオル 軍手
 - ライター 衣類（上着、下着など） ノート、ペン
 - 使い捨てカイロ ヘルメット マスク 防災マップ

非常時用備蓄品

・最低3日分（できれば1週間分）の水、食料を準備しましょう。
・簡易トイレは、1人当たり1日5回分×3日分を目安に準備しましょう。

- **飲料水**
 - 飲料水（1人当たり1日3リットル）
- **非常食品**
 - ご飯（アルファ米） 缶詰、レトルト食品 調味料など
 - ドライフーズ、チョコレート、アメ
- **燃料**
 - 卓上コンロ ガスボンベ 固形燃料
- **その他**
 - 簡易トイレ トイレットペーパー 乾電池
 - 生活用水（風呂、洗濯機などに貯水） ポリ袋
 - ティッシュペーパー
 - 毛布、寝袋、洗面用具、ドライシャンプーなど

- **赤ちゃんがいる場合**
 - レトルトの離乳食 ミルク 哺乳瓶 紙オムツ お尻ふき
- **女性が備えておきたいもの**
 - 生理用ナプキン おりものシート 化粧品 防犯ブザー
- **高齢者が備えておきたいもの**
 - おくすり手帳 レトルトの介護食品 紙オムツ

市では、地域での防災訓練の支援や防災出前講習を随時開催しています。お気軽にご相談ください。

問合せ 危機管理課 ☎ 73-8040

国民健康保険の税率が変わります

～新しく「子ども・子育て支援金制度」が始まります～

国民健康保険（国保）は、病気やケガをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入者が保険税を負担し合い、お互いに助け合う制度です。将来にわたって安心して国民健康保険をご利用いただくため、このたび保険税率を改定します。

01. 福井県内の保険税率の統一化に向けて改定します

県では、市町とともに国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営を進める中で、「県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・年齢・世帯構成であれば同じ保険税とする」という方針を示しています。あわら市でも、この方針に沿って保険税率の統一に向け、段階的に税率の改定を行います。

02. 令和8年度から「子ども・子育て支援金分」が上乗せされます

令和8年度から、国民健康保険税に「子ども・子育て支援金分」が加算されます。これは国民健康保険税に限らず、後期高齢者医療保険やその他の保険（協会けんぽ、共済組合など）に加入している人も対象となり、子ども・子育て支援の拡充を支える財源の一部となるものです。（詳細は以下をご確認ください）

03. 激変緩和のため負担を軽減します

今回の改正では「子ども・子育て支援金分」が加算されますが、物価高などの状況を踏まえ、医療分などを減額することで負担の軽減を図ります。

区分	改正前	改正後	増減	
医療分	所得割	6.5%	6.2%	↓0.3%
	均等割	3万円	2万7,800円	↓2,200円
	平等割	2万円	1万8,200円	↓1,800円
	賦課限度額	66万円	67万円	1万円
後期高齢者支援分	所得割	2.5%	2.58%	0.08%
	均等割	8,000円	9,300円	1,300円
	平等割	6,000円	6,600円	600円
	賦課限度額	26万円	26万円	—
介護保険分（40～64歳）	所得割	2%	2.12%	0.12%
	均等割	9,000円	1万100円	1,100円
	平等割	6,000円	6,000円	—
	賦課限度額	17万円	17万円	—
子ども・子育て支援金分	所得割	—	0.15%	皆増
	均等割	—	600円	
	18歳以上均等割	—	50円	
	平等割	—	400円	
合計	賦課限度額	109万円	113万円	4万円

▼ モデルケース
・夫婦（65～74歳）2人世帯
課税所得：90万円

改正前	改正後
18万3,000円	18万1,000円 (2,000円↓)

・夫婦（50代）と子ども2人
(大学生・高校生)の4人世帯
課税所得：350万円

改正前	改正後
58万7,000円	58万8,500円 (1,500円↑)

・1人世帯（60歳）
課税所得：120万円

改正前	改正後
21万1,000円	21万1,600円 (600円↑)

▼ 子ども・子育て支援金制度とは

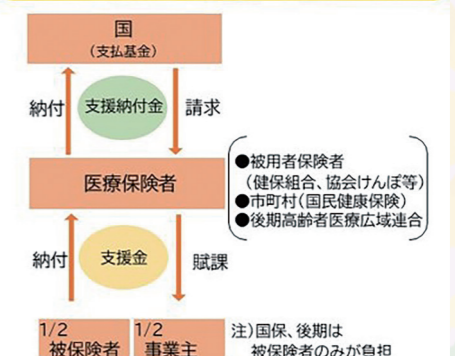
令和8年度から国が創設する「社会全体で子育てを支える仕組み」です。すべての世代や企業が支援金を負担し、その財源を児童手当の拡充、妊婦への支援給付、育児期間中の国民年金保険料の免除などに活用します。将来、子どもが社会保障制度を支える立場になることから、独身者や高齢者を含む社会全体で支えることに意義がある制度です。

問合せ 市民課 保険年金G ☎ 73-8015
税務課 市民税G ☎ 73-8011



▲ 子ども・子育て支援金制度について

支援金の徴収の流れ



注) 国保、後期は被保険者のみが負担